令和８年（フ）第６７５号
堺市堺区石津町３丁７番24―402号
破産者　魚本流　今倉道場こと　今倉　孝男
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１２１号
徳島県徳島市大谷町猿楽18番地の17
破産者　小手川千帆
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４４号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲2572番地３、前住所佐賀県神埼市千代田町下西846番地２　アヴェニール（D）202
破産者　中村　彩花
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１０号
佐賀市川副町大字早津江津342番地１
破産者　袋　　洋之
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２１号
北海道空知郡上富良野町宮町２丁目２番41号　宮町コーポＣ号室
破産者　福島　輝代
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１０５号
岩手県花巻市東和町土沢10区245番地
破産者　多田美代子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和７年（フ）第１０９号
岩手県花巻市東和町土沢10区245番地
破産者　多田　　孝
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第３号
岩手県北上市大堤南三丁目５番14号　市営大堤住宅64号
破産者　田中　綾子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第６０号
岩手県北上市常盤台三丁目22番20号　メイプルときわ台101号
破産者　今城　光行
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第８２号
栃木県佐野市関川町926番地24、前住所栃木県宇都宮市宝木町２丁目2572番地１
破産者　市田　佑来（旧姓鈴木）
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１１８号
石川県野々市市扇が丘９番20号　扇が丘ビル402号
破産者　麺匠金色堂こと坂井　真澄
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０４号
金沢市円光寺３丁目13番20号　セジュール中島101号
破産者　ヘア＆メイク30こと　中谷　智惠
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２１号
静岡県伊豆の国市古奈609番地の１　リバーサイド藤103号、前住所静岡県伊豆の国市北江間126番地の３
破産者　横山ひとみ
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１１３号
静岡県藤枝市青南町１丁目５番地の５、開始決定時の住所愛知県江南市古知野町本郷192番地　ブリック江南201号
破産者　森下　和紀
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１１４号
愛知県丹羽郡大口町秋田一丁目３番地１
破産者　佐藤　祐二
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第３１８号
愛知県豊川市西塚町２丁目44番地　サン西塚202号
破産者　平野　吾和
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１６６号
大津市大江三丁目５番25号　リコースクエアビル510、前住所大津市平津二丁目６番１号
破産者　連工務店こと　連　　治
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第５１９号
兵庫県赤穂市南野中426番地３フレグランスちくさ202、従前の住民票上の住所兵庫県赤穂郡上郡町高田台７丁目１番１
破産者　門崎千津子
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部